

京都発脱炭素ライフスタイル推進に関する ビジョン素材，啓発ポスター等の制作に係る業務委託について

1 事業内容

2050年CO₂排出量正味ゼロの達成に向けては，市民のライフスタイルをよりCO₂の排出が少ない，脱炭素型のものに転換していくことが必要である。令和3年9月に創設された市民，事業者及び学識者等で構成される「京都発脱炭素ライフスタイル推進チーム～2050京創ミーティング～」(以下「京創ミーティング」という。)において，2050年脱炭素ライフスタイルのビジョン(以下，「ビジョン」という。)，2030年の目標及び指標(以下，「目標指標」という。)，2030年までに市民に行動いただきたいアクション(以下，「アクション」という。)等を議論，構築している。

また，京創ミーティングのテーマ別ワーキンググループ(以下「WG」という。)において，市民のライフスタイルの転換に向け，市民に実践してほしいアクションを促進するため，事業者等によるプロジェクト(以下，「プロジェクト」という。)の創出を進めている。

本業務では，京創ミーティングで構築中のビジョン等について，市民や事業者の行動変容につながるよう，分かりやすく，理解を促すための素材や，構築されたビジョン等を市民等へわかりやすく伝えるための啓発パンフレット等を制作する。

2 委託内容

(1) ビジョン等の素材制作

ア 制作物

京創ミーティングの議論を踏まえて，以下を制作する。

① ビジョンイメージイラスト

ビジョンを踏まえた2050年の京都のイメージイラストを制作する。

② ビジョンキャッチコピー及びロゴ

ビジョンを市民目線で分かりやすく表現し，市民が生活する際に環境配慮の行動をとるための指針となるような，ワンフレーズのキャッチコピーとロゴを制作する。

イ 留意点

- ・ 制作にあたっては，これまでの京創ミーティングの会議の議論を踏まえ，第4回会議に提示するため，上記の制作物①及び②の案を各2案程度制作し，それに関する会議での意見を踏まえて完成版を制作すること。
- ・ 京創ミーティングの第4回会議に参加すること。

- ・ 京創ミーティングの議論によっては、制作する素材が変更することがあるが、その場合は、本市と協議のうえ、制作する素材を決定すること。

※参考 京創ミーティングの会議について

- ・ 第1回会議

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000288913.html>

- ・ 第2回会議

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000291203.html>

(2) 啓発ポスター制作（市広報板掲示ポスター）

京創ミーティングで構築されたビジョン等を発信する啓発ポスターをデザイン及び印刷する。

- ① 枚数仕様 B3片面 12,000部
- ② 納品先 市民しんぶん配送委託業者（京都市内）へ10,690部納品し、残りは地球温暖化対策室へ納品すること。
- ③ 納品方法 折らずに300部ごとに部数がかかるようにした状態で納品すること。また、100部ごとに合紙を挟むこと。
- ④ 納品日 9月9日～15日

※ 市民しんぶん配送委託業者を通じて各地域に配布し、市内の京都市広報板に10月1日～15日に掲示する予定。

(3) 啓発パンフレット制作

京創ミーティングで構築されたビジョン等や、プロジェクトの情報を掲載した市民向けのパンフレットを制作し、印刷する。特に、これまで環境問題への関心が高くなかった市民に興味を持ってもらえるような内容にするとともに、脱炭素ライフスタイルの実践に向けた具体的な行動を提案できる内容とする。

- ① 仕様 A4両面3面三つ折り 20,000部
- ② 納品先 地球温暖化対策室
- ③ 納品日 令和5年3月頃

3 想定スケジュール

令和4年5月頃	契約締結、京創ミーティング第3回会議、会議を踏まえビジョン等の素材案を制作
7月頃	京創ミーティング第4回会議
7～8月	会議を踏まえてビジョン等の素材（完成版）を制作

9月 啓発ポスター（市広報板掲示ポスター）作成
令和5年3月 啓発パンフレット作成

4 履行期間

委託契約締結日～令和5年3月31日まで

5 電子データでの納品と仕様

ビジョン等の素材については、完成次第、メール及びCD-Rで提出すること。また、啓発ポスター、啓発パンフレットの版下データも同様に提出すること。提出する電子データの使用は以下のとおり。

- (1) 電子データは、Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章：Microsoft社Word
 - ・計算表：Microsoft社Excel
 - ・画像：BMP形式又はJPEG形式及びai形式
 - ・ポスター、パンフレット：BMP形式、JPEG形式又はpdf形式及びai形式
- (3) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては、本市の指示に従うこと。

6 留意事項

- (1) 本市との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 業務の進行について、随時、本市と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 作成した成果物は本市に帰属するものとする。また、成果物や成果物に使用される画像やイラスト等について、市が他の広報物にも活用できるものとする。
- (4) 本仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議すること。
- (5) 業務の成果について公表する場合は、事前に本市と協議すること。